

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]
[REDACTED]

処 分 庁

[REDACTED]福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成23年6月17日付けで提起された上記処分庁の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分及び費用返還命令処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁の、審査請求人に対する保護変更決定処分及び費用返還命令処分を取り消す。

事 実

処分庁は、法第25条第2項の規定に基づき平成23年3月27日に保護変更決定処分（以下「本件処分1」という。）を行い、同日付け[REDACTED]第[REDACTED]号で請求人あて通知した。また、法第63条の規定に基づき、同年4月7日に費用返還命令処分（以下「本件処分2」という。）を行い、同日付け[REDACTED]第[REDACTED]号で請求人あて通知した。

請求人は、本件処分1及び本件処分2を不服として、法第64条の規定により、茨城県知事に対し審査請求に及んだものである。

理 由

1 請求人の主張

請求人は、本件処分の取消しを求め、その理由としておおむね次のとおり主張した。

- (1) 現在、国からの年金（国民年金のことと思われる。）を一切受給していない。国からの年金を受給するためには、毎月1万5020円の納付を、最長で[REDACTED]、最短で[REDACTED]の期間行う必要がある。

請求人は、受け取った企業年金等を当該給付金に充てようとしていたが、処分庁がこれを収入と認定することで当該納付ができなくなり、国からの年金の受給権を得ることができなくなる。このことは、請求人のみならず国及び[]の損害も大きく、有益ではない。

したがって、本件処分1及び本件処分2は、法第56条の不利益変更の禁止に抵触する。

- (2) 請求人が受け取った企業年金等は、公の給付ではなく、私の給付であることから、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3(2)アの恩給、年金等の収入には該当しない。
- (3) 法第63条は、「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」の返還義務を定めているが、請求人は資力がないため生活保護を受けている。また、企業年金等は、自立を助長するための備えとして不可欠であり、当該資力には当たらない。

2 処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるものであり、同庁は、その理由としておおむね次のとおり述べた。

- (1) 企業年金等については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8の1の(4)のAに「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6箇月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること」とあり、これにより認定したものである。
- (2) 請求人の収入申告が遅れた企業年金等及び遡及して請求人に支払われた企業年金等について、法第63条を適用したことは適法である。

3 審査庁の判断

- (1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第8条第1項は、保護の程度について、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そ

のうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定め、同条第2項は、保護の基準について、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。これを受けて、厚生労働大臣は、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）を定めている。

また、法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

次官通知は、収入額の認定の原則について月額によることとしており（次官通知第8の2）、収入の認定指針について恩給、年金、失業保険金その他の公の給付につきその実際の受給額を認定する旨定めている（次官通知第8の3(2)ア(7)本文）。また、保護の要否及び程度については、当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定する旨定めている（次官通知第10）。

局長通知は、収入の認定における恩給、年金等の収入の取扱いについて、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6箇月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定する」と定めている（局長通知第8の1(4)ア）。

これらの規定からすると、法による保護の程度の決定は、保護の基準等に基づき算定した最低生活費の月額から、次官通知等に基づき算定した収入充当額の月額を差し引いた額が保護費として支給されることとなる。また、資力があっても直ちにこれを生活費に充てることが不可能であり、当面の生活に困窮する場合には、差し当たり保護を受けることができ、資力を現実に活用することができる状態になった時点で、速やかに被保護者は支給された保護費を返還する義務を負うことになるものである。

- (2) まず、本件処分1についてみると、請求人は、企業年金等が国からの年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料を納付するために必要な金員である趣旨の主張をしている。

この点について、次官通知第8の3(5)は、国民年金の受給権を得るために必

要な任意加入保険料について、真に必要なやむを得ないものに限り、必要な最小限度の額を必要経費として収入から控除することができる旨定めている。また、「年金制度及び不動産等の資産の活用の徹底等について」（平成23年3月31日付け社援保発0331第3号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「年金通知」という。）の1(2)②は、年金受給権を得るために国民年金に任意加入する場合の保険料については、次官通知第8の3(5)キに基づき、必要経費として認定できる旨を生活保護受給者に情報提供するとともに、任意加入手続について指導助言する旨定められている。

審査庁の調査によると、請求人は、 から老齢年金を、 企業年金基金から年金をそれぞれ受給している（以下それぞれの年金を総称して「企業年金等」という。）。また、請求人が国民年金の受給権を得るためには 円の任意加入保険料を70歳までに支払う必要があるが、請求人が受給する企業年金等全額を当該任意加入保険料の支払に充てた場合には、70歳までに任意加入保険料を支払うことができる可能性があり、また、生活福祉資金等の貸付けを活用して当該任意加入保険料の支払に充てた場合にも、国民年金の受給権を得ることができる可能性がある（年金通知の1(2)②。なお、局長通知第8の4(3)により、当該貸付金の償還に充てられる額については、収入から控除することができる。）。

本件処分1を行うに当たっては、請求人の国民年金の受給可能性及び国民年金の受給権を得るための任意加入保険料に充てられる企業年金等を必要経費として収入から控除できるか否かにつき調査・検討がなされていない。

したがって、本件処分1には瑕疵が認められる。

なお、請求人は、企業年金等について次官通知第8の3(2)ア(7)の「公の給付」ではない旨主張しているが、企業年金等は厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づくものであるから、「公の給付」である。

(3) 次に、本件処分2についてみると、法第63条は、被保護者が「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に適用すべき規定であるところ、本件処分2は、請求人が受給する企業年金等を必要経費として収入から控除できるか否かにつき調査・検討がなされていない本件処分1を前提として、請求人に対し企業年金等と同額の費用の返還を命じるものであるから、請求人の資力につき十分な調査・検討がなされていないことは明白である。

したがって、本件処分2には瑕疵が認められる。

(4) 以上のことから、本件審査請求には理由がある。

よって、主文のとおり裁決する。

平成24年9月14日

茨城県知事 橋本



(不服申立てに係る教示)

- 1 この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、再審査請求をすることができなくなります。

(処分及び裁決の取消しの訴えに係る教示)

- 2 この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。